

簡易評価型プロポーザルに関する質問回答

長岡市環境部環境政策課

業務名	長岡市道路照明灯等LED化業務(ESCO事業)
-----	-------------------------

No.	質問内容	質問回答
1	ESCOサービス料金の支払い条件について、削減が達成できた場合は、原則各年度末に各年度支払限度額を上限として請求することができるという認識でよろしいでしょうか。また上記支払い条件に関わらず、各年度の開始日から3ヶ月ごとに、各年度支払限度額のうちその期間に相当する金額の範囲内の金額を当該年度に係るESCOサービス料の一部として概算請求し、年度末には当該年度に係るESCOサービス料から概算請求した額を控除した金額を請求することは可能でしょうか。	ご質問のような、概算払いの対応も可能です。 支払い方法及び削減額検証の頻度・時期は最優秀者と議論し、決定します。
2	様式第10号の3において、「②既存機器維持管理費等相当額の参考数値は別途長岡市が修繕等の過年度実績を応募者に提示します。」と記載があります。提案書作成にあたって必要となりますので、提示予定日を教えてください。	参加資格確認結果及び提案要請書の通知と併せて応募者に送付しますので、令和7年5月27日(火)を予定しております。
3	募集要領14(2)⑥に関して、提案における削減効果算出のための電気料金は東北電力の単価と配布資料の設備条件を元に計算しますが、特に道路照明灯と公園照明灯について、実際の電気料金との比較を行い計算結果との整合を行いたいと考えております。道路照明、公園照明それぞれの直近1年間分もしくは1ヶ月間分の電気料金をご提示いただくことは可能でしょうか。可能な場合は提示時期もあわせて教えてください。	ESCO対象設備のみ抜き出して電気料金の支払い実績を提示することが困難であるため、ご提供できません。
4	募集要領3(7)アにおいて、「スポーツ施設灯は維持管理の対象外とするが、「3 事業者の行う事業範囲(10)」点検」の対象には含まれていることに留意する」と記載があり、「3 事業者の行う事業範囲(10)」点検」においては「スポーツ施設灯においては、年度毎に最低1回以上点検を実施し、速やかに報告する。また点検方法、点検頻度等については提案によるものとする。なお、点検において異常が認められた場合は調査を行う。」と記載があります。点検時以外において不点灯などの障害が発生した場合の調査及び修繕対応は、初期不良などの場合を除き、本事業とは別途行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	ESCO設備の所有権について、原則、改修を行ったESCO設備の所有権については事業者に帰属し、契約終了後にESCO設備の所有権を貴市に無償で譲渡するものとしますが、資金調達及び保険付託を目的として売買契約やリース契約などを取り交わしてリース業者などにESCOサービス期間中の所有権を移転することは可能でしょうか。	可能です。
6	募集要領3(7)ケにおいて、「ESCO対象設備について、自己の負担で保険に加入することとする。」と記載があります。主に運用中における雷などの自然災害時におけるESCO設備の損害の補償を目的とした保険への加入と認識していますが、ESCO設備への損傷を保険ではなく事業者負担で修繕可能であれば、保険への加入は不要と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問内容	質問回答
7	道路照明灯及び公園照明灯のデザイン灯の取り扱いについて、同じW数の照明灯具でもデザインによって機器費が変わってきます。提案時においてはデザイン灯の台数及び外観デザインが不明のため、提案時は事業者想定 of デザイン灯数とデザインで機器費を算出したうえで、選考結果通知後から契約までの現地調査にて灯数とデザインを確認し、大幅に異なっていた場合は算定機器を修正して契約することによろしいでしょうか。	様式第10号の2 業務提案総括表で事業者想定 of デザイン灯仕様や灯数を明記いただき、現地調査の結果乖離があり、大幅な変更となる場合は本市と協議の上、提案内容から変更して契約することが可能です。
8	固定資産税の扱いについて、募集要領3(9)において「事業者は、契約期間終了後、ESCO設備の所有権を本市に無償で譲渡するものとし、所有権移転などの必要な手続きを行う。」との記載がありますので、契約期間中のESCO設備にかかる固定資産税については地方税法第348条「固定資産税の非課税の範囲」に基づき、非課税扱い(ESCOサービス料には同費用分は含めない)との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※ 質問については、参加表明のあった各企業より提出された内容の原文を記載しております。